ニューノーマルにおける我が国の環境権の保障

放送大学教養部/大学院文化科学研究科 特任教授 児玉 晴男

1. ニューノーマルの社会環境と自然環境の保全

環境省は、2021年6月12日、「気候危機」を宣言し、「脱炭素、循環経済、分散型の社会 への三つの移行による『コロナ後』の新たな経済社会の再設計」(注1)を謳っている。また、 6月17日には、経済産業省の産業構造審議会総会で、新型コロナ後の「新たな日常」への 適応に向けた気候変動・エネルギー政策について、「エネルギー・環境イノベーション投資 のいっそうの拡大と早期の実用化を図るべき」など、今後の方向性が議論されている。そこ では、カーボンニュートラルや再生可能エネルギーが取り上げられている。それは、地球温 暖化(注 2)や環境破壊、気候変動などを引き起こす温室効果ガス(注 3)の排出を削減し、環境 改善と共に経済社会システムの改革を行う対策の GX (グリーントランスフォーメーション) (注4)を指向する。その施策の中で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミッ ク下において、大気汚染物質と二酸化炭素(CO2)の排出は抑制されている。CO2の濃度の 状況は変わらない一方、光化学オキシダントの主要物質であるオゾンは温室効果ガスであ るが、PM2.5 などの大気中の微粒子は正味で大気を冷却することから、大気汚染物質の減少 は地球温暖化を増したことになる(注 5)。すなわち、大気汚染物質が地球温暖化の防止にな るという相反する課題に対しては、大気汚染対策と地球温暖化対策(注 6)は同時進行で対応 すべきものであり、それはニューノーマルにおける対応にもなっている。COVID-19 パンデ ミック前が定常時の対応とすれば。COVID-19 パンデミック下が緊急時の対応になり、ニュ ーノーマルにおいては定常時であっても緊急時の対応も想定して対応しておくことが必要 になる。経済発展が進む中、経済発展に相反性(reciprocity)のある解決すべき社会的課題 として温室効果ガス (GHG) 排出の削減等の対策が複雑化してきている。

また、COVID-19 のパンデミック下において、ウクライナ紛争のエネルギー問題への影響がある。再生可能エネルギーの限界が指摘され、化石燃料の炭素削減面での再評価が求められ、火力発電(石炭、石油、ガス)とクリーンエネルギーとの構図に変化の兆しがある。そもそも脱炭素では再生可能エネルギーと地球温暖化対策の一環として小型モジュール炉(Small Modular Reactors: SMR)を含む原子力発電所の建設の必要性が指摘され(注7)、将来的には核融合発電(注8)がある。また、パリ議定書やEU主導ですすめられている石炭火力発電の廃止がいわれるが、CO2排出が抑制された石炭火力発電が可能である(注9)。資源・

エネルギー問題と地球環境問題とは、連動して対応する必要がある。

ところで、ムーンショット型研究開発制度(注10)のムーンショット目標4「2050年までに、 地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」は、地球環境再生のために、持続可能な 資源循環の実現によるものであり、地球温暖化問題の解決(Cool Earth)と環境汚染問題の 解決 (Clean Earth) を目指すものである(注 11)。Cool Earth & Clean Earth は、2050 年までに、 資源循環技術の商業規模のプラントや製品を世界的に普及させることを目指している。Cool Earth は、2030 年までに、温室効果ガスに対する循環技術を開発し、ライフサイクルアセス メント (LCA) の観点からも有効であることをパイロット規模で確認することを目標設定に する。そして、Clean Earth では、2030 年までに、環境汚染物質を有益な資源に変換もしく は無害化する技術を開発し、パイロット規模または試作品レベルで有効であることを確認 することを目標設定にしている。目標設定の背景は、温室効果ガス削減が急務であるが、パ リ協定で掲げられた2℃目標と各国の約束草案に基づく見通しには、2030年で130億 t-CO2 ものギャップがあるとの予測がある。従来の排出源対策に加え、ネガティブエミッション技 術等の新たな温室効果ガス対策が不可欠となる。温室効果ガスや環境汚染物質を削減する 新たな資源循環の実現により、人間の生産や消費活動を継続しつつ、現在進行している地球 温暖化問題と環境汚染問題を解決し、地球環境を再生する。したがって、温室効果ガスの削 減と環境汚染物質の削減は、自然環境の保全への影響を考慮するものでもなければならな 11

温室効果ガスの削減と環境汚染物質の削減および自然環境の保全の三者は、相補性 (complementarity) また相反性の関係になることもあり、それが条件によって入れ替わるこ とも想定される。それらは、資源・エネルギーの消費とかかわりをもっている。『第5期科 学技術基本計画(平成28~平成32年度)』において、我が国が目指すべき未来社会の姿は、 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムによ り、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会と位置づけられる(注 12)。そ れは、『第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3~令和7年度)』に継受され展開 されている(注 13)。この社会は、経済発展と社会的課題を両立する人間中心の社会の Society 5.0 になる(注 14)。地球環境の課題は、エネルギー・環境法によって法的な対応が図られる。 我が国のエネルギー関連法は、エネルギー政策基本法があり、化石燃料に関する法律と再生 可能エネルギーに関する個別法の構図になる。そして、我が国の環境関連法は、環境基本法 と循環型社会形成推進基本法があり、環境保全・リサイクルと自然環境保護に関する個別法 があり、それらは環境影響評価法と「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策 推進法)」がかかわっている(注 15)。環境問題・地球環境問題は、エネルギー問題および環 境保全・リサイクル問題と自然環境保護問題とが相互にかかわっている。そのような問題の 対処として、本稿が想定するエネルギー関連法と環境関連法との連携を図りエネルギー・環 境法システムとして機能する法的な対応があろう。本稿は、エネルギー・環境法システムと は、エネルギー関連 (既存エネルギーと新エネルギー) 法システムおよび環境保全・リサイ

クル関連法システムと自然環境保護関連法システムの三つのカテゴリーからなる基本法と 個別法とそれらの相互の連携を指向した法システムを想定する。本稿の目的は、地球環境に かかわる諸問題に対してエネルギー・環境政策を再考し、ニューノーマルにおける我が国の エネルギー・環境法システムにおける環境権の保障について考究することにある。

2. エネルギー・環境政策の科学的依拠

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、貧困に終止符を打ち、地 球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行 動を呼びかけている。 SDGs は、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) の成功を土台としつつ、気候変動や経済的不平等、イノベーション、持続可能な消費、平和 と正義などの新たな分野を優先課題として盛り込む相互接続的な 17 の目標になる(注 16)。 持続可能な開発の始原は、我が国の提案による国際連合の「環境と開発に関する世界委員会」 が設けられたことによっており、「環境と開発に関する世界委員会」が 1987 年に発行した報 告書"Our Common Future"において持続可能な開発が中心的な理念となっている。グリー ンということばは、地球環境への配慮(Green)の思想が背景にある。グリーン・イノベー ションは、エネルギー・環境分野におけるイノベーションであり、世界が直面する環境制約 に対応していくためには、環境と経済を持続的な好循環を生み出していく関係として、その 実現を目指すことが重要となる(注 17)。グリーン IT (Green computing) は、地球環境への配 慮の思想を情報技術に適用した思想のことである。そして、グリーン経済は、自然環境の保 全や天然資源の循環利用によって、将来にわたって持続可能な経済成長を実現しようとす るものであり、再生可能エネルギーの研究や自然環境の再構築、廃棄物削減事業など環境分 野の雇用促進、環境対策への投資など、環境問題への取組みを経済の中心に据えることで、 経済発展と環境保全の両方の課題を同時に解決することを目指すものである。SDGs を実現 するために、グリーン・イノベーションによって、グリーン IT の進展とグリーン経済の発 展とともに、法の支配が求められている。SDGs の中の半数以上がエネルギー・環境法と関 連する(注18)。その基本理念は環境権の保障になり、法の支配はエネルギー・環境法に依拠 することになる。

地球温暖化問題の契機を与えたものは、1988 年 6 月 23 日、アメリカ上院エネルギー委員会の公聴会において、NASA 所属のジェイムズ・ハンセン(James Hansen)が行った「気温が 1950 年から 1980 年の平均値を 0.4°C 上回った場合、それは人間が引き起こした地球温暖化を指し示す決定的証拠になるだろうと主張した。」ことによる(注 19)。そして、エネルギー問題との関わりから、ローマ・クラブは資源と地球の有限性に着目し、ローマ・クラブに委託されたデニス・メドウズ(Dennis L. Meadows)らは、1972 年に発表された研究の中で、「人口増加や環境汚染などの現在の傾向が続けば、100 年以内に地球上の成長は限界に達する」と警鐘を鳴らしている(注 20)。再生可能エネルギーについては、原子力と石炭の増大を目指す従来の路線のハード・エネルギー・パスに対して、米国の物理学者で環境保護運動家

ロビンス(Amory Lovins)が 1976 年に提唱したエネルギー路線のソフト・エネルギー・パスでは、原子力や巨大火力による発電を排してコジェネレーション・分散型エネルギー・ソフト-エネルギー(小規模な風水力等)による社会への道を提示する(注 21)。そして、2008 年7月 21日にグリーン・ニューディール・グループが発表され、新経済財団(New Economics Foundation: NEF)により出版されている報告書『グリーン・ニューディール:信用危機・気候変動・原油価格高騰の3大危機を解決するための政策集』は、地球温暖化、石油資源枯渇に対する一連の政策提言の概要の記載があり、再生可能エネルギーに対する積極的な財政出動を提言する(注 22)。そして、気候変動モデルの提唱では、コンピュータで地球上の気候変動を予測する数値モデルを開発し、CO2の増加が地球温暖化につながる関係をモデル計算し、早くから地球温暖化がもたらす将来の気候変動や海面の上昇についての警鐘を鳴らした 2021 年度ノーベル物理学賞受賞による1980 年代の研究がある(注 23)。ただし、ここで留意しなければならないことは、地球温暖化がもたらす気候変動や海面の上昇の予測は、あくまでモデル計算による人工的なシミュレーションによるものである。

『革新的エネルギー・環境戦略』(2012 年)では、省エネルギー・再生可能エネルギーと いったグリーンエネルギーを最大限に引き上げることを通じて、原発依存度を減らし、化石 燃料依存度を抑制することを基本方針としている(注 24)。持続可能な環境保全とは、地球温 暖化の防止、資源・エネルギーの消費抑制、資源の再生・再生可能エネルギーの活用などを 実現することである。そして、そのためには、脱炭素化、省資源・省エネルギー化、リサイ クル化が必要である、とされている。しかし、その科学的根拠は、仮説である。『第5次環 境基本計画』では、地域循環共生圏(注 25)で、我が国発の脱炭素化と SDGs 構想をうたって いる(注 26)。地球温暖化、資源・エネルギーの消費、再生可能エネルギーの活用やリサイク ルの科学的根拠の仮説は、変更されることなく、また新しいキャッチフレーズとともに定期 的にリバイバルしている。ただし、気候変動による地球温暖化は、かえって寒冷化を招くと いう見方がある(注27)。地質年代からいえば、現在の地球環境は、間氷期であり、氷河期へ 向かっている。そして、石油の枯渇問題は、オイルシェールにより、緊急性を呈する状況と はいえない。再生可能エネルギーの活用は、かえって自然環境の破壊や生態系の維持に悪影 響を及ぼしさえする。また、リサイクルは、ハード・エネルギーの消費を招きうる。すなわ ち、SDGs の科学的根拠となる仮説と相反性のある仮説も同時に存在している。それは、定 常時と緊急時で依拠する科学的根拠の差異の関係ともいえる。その関係は、エネルギー関連 (既存エネルギーと新エネルギー) 法システムおよび環境保全・リサイクル関連法システム と自然環境保護関連法システムの三つのカテゴリーの相補性と相反性との関係から、環境 権が保障されなければならないことを示唆している。

3. 環境権の法理

環境権は、1972 年、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された人間環境宣言(Declaration of the United Nations Conference of the Human Environment)

の中で「人は尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等及び十分な生活水準を享受する基本的権利を有する」(人間環境宣言 1)とした人の基本的な権利である。

3.1 環境権に関する学説

環境権の対象は、自然的環境(大気、水、日照、静穏、土壌、景観)だけでなく、文化的遺産、社会的諸施設(道路、公園、その他公的な施設)を含み、環境権の性質は新しい基本的人権であると同時に社会権の一種である(注 28)。そして、環境権は、「良き環境を享受し、かつこれを支配しうる権利」であるとし、「人間が健康な生活を維持し、快適な生活を求めるための権利」をいう(注 29)。環境権は、法制度上、確立した権利ではないが、環境権の一種といえる日照権は、建築基準法で法的に認められている(建築基準法 56 条の 2)。なお、学説は環境権を法律上の権利とする必要性を求めている。環境権は、「財産権と生存権の両域にまたがり、かつそれらのいずれの領域にも含ましえない部分をも含むとし、その客体である環境を生活上必要とするすべての人が、これを平等に共有している」(注 30)という。

環境権を生存権および幸福追求権に関連づける見解として、生存権と幸福追求権の二重包装による根拠づけの有意味性を指摘するものがある(注31)。しかし、環境権は、生存権または/および幸福追及権を根拠にして、憲法上の権利に連関づけられるにしても、環境権そのものを憲法を根拠として法的権利として承認することはできない(注32)。そして、憲法の生存権と幸福追求権の規定は、国民一般に対する責務を定めた綱領規定であり、生存権と幸福追求権の規定によって、直接何らかの具体的な請求権が認められるわけではない(注33)。環境権は、憲法の条項に直接一対一に対応づけるものではなく、多面的な性質をもつ。

環境権は、内容的には従来の自由権、社会権に収まり切らず、条文上の根拠の点では個別の人権規定でカバーできない人権として、一般に新しい人権と呼ばれる(注 34)。そして、環境条項を規定することに異論はないとしても、環境権を憲法で規定するか否かは見解が分かれる。環境権は、憲法上の規定を設けるべきとする意見として、地球環境問題は我が国の国際貢献の最重要分野の一つであり、同時に、我が国は自然と共生してきた長い歴史と伝統をもっており、我が国が環境を重視する国であることを憲法上も明らかにすべきなどの意見がある(注 35)。他方で、憲法上の規定を設ける必要はないとする意見として、環境権の実現のために必要なのは、改憲による明文化ではなく、その権利を実現するための具体的権利、事業の差止請求権、環境団体の訴訟上の権利などを法律で定めることこそ当面の課題などの意見がある(注 36)。なお、我が国での環境権の規定を肯定する意見と否定する意見との中間的な意見といってよいものがある(注 37)。環境権を憲法に明記するか否かまたは憲法に規定される生存権と幸福追求権等で代替できるとするにしても、いずれも環境権の観念は明確になっていない。

3.2 環境権に関する判例

公害訴訟の判例において、差止請求の法的根拠として、物権的請求権説、受忍限度論によ

る不法行為的差止請求権説、環境権説、人格権的請求権説に分類される。ここで、受忍限度 とは、被害の程度が、社会通念上我慢できるとされる限度のことをいう。原告である被害者 は、私権としての環境権を人格権の発展によるその外延を守るものであり、人間の生存を脅 かす環境破壊に対する一種の抵抗権としての性格をもつとの見解をとる傾向にある。

生活妨害は、土地利用の侵害という側面を有しているため、当初、物権相互の関係の問題として捉えられていたが、被害が深刻になるにつれ、人の生命・身体と関連する被害、すなわち、人格権(人格的利益)に対する侵害であるとの認識が、判例上深まって来たといえる(注38)。物権的請求権説は、公害差止めの根拠として有力であったが、公害の被害が物より人間に加えられることにより、物権的請求権説は批判されることになる。その課題の解決として、受忍限度論による現状の回復を認めようとするものと、人格権ないし環境権の確立への方向づけが与えられたことになる。

大阪国際空港公害訴訟控訴審判決(注 39)では、人格権の及ぶ範囲を広く解釈し、人格権の認容により、実質的に環境権の概念を認めている。そこでは、「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができる」とし、人格権に基づく妨害排除、妨害予防請求が私法上の差止請求の根拠になりうるとされた(注 40)。大阪国際空港公害訴訟最高裁判決(注 41)では、差止請求は認められなかったが、損害や慰謝料の算定について、「各人別に異なった被害の認定等を示していないことを異とするに足りないとし、・・・(中略)・・・同一と認められる性質・程度の被害を全員に共通する損害ととらえ各自につき一律にその損害を求めることを是認することができないものではない」(注 42)とする。

なお、東海道新幹線公害訴訟控訴審判決(注 43)は、環境権を私法上の権利として認めることはできないとし、人格権の侵害に基づく請求は一定の限度(受忍限度)を超えた場合に法律上許されるとしている。その上で、新幹線の公共性と騒音振動の被害の差止めに関して、東海道新幹線の公共性を極めて高度なものとし、東海道新幹線による騒音振動の被害に対して、新幹線の「社会生活上有する消極的側面」であるとし、新幹線の公共性の主張に対し新幹線による騒音振動の被害は抑制的に働く因子と位置づける(注 44)。

このように、下級審では環境権の主張の一部が受け入れられたものがあるが、日本国憲法 13 条と 25 条に基づき健康で快適な生活を維持するに足る良好な環境を享受し支配する権 利を環境権とするもの(注 45)、環境権と人格権とするもの(注 46)があるものの、環境権を真正面から認めた最高裁判所の判例はない。したがって、環境権は、環境政策・立法の策定および運用の指針となる綱領的な権利に止め、環境権に差し止めの根拠までを認めるものとはなっていない。なお、大阪国際空港公害訴訟最高裁判決において環境権が認められなかったことは、その後の学説の進展が見られないことに影響を及ぼしている。大気汚染対策と地球温暖化対策は、COVID-19 のパンデミック下とウクライナ紛争のエネルギー問題への影響などにおいても、新しい人権としての環境権として、どのような性質を有するものになるかの検討が必要である。

3.3 諸外国の環境権・環境条項

諸外国の中には環境権は、憲法で規定されている(注 47)。それに反して、アメリカ合衆国憲法には環境権に関する規定を置いていない。環境保護の問題は州法の問題であるとされてきたが、それでも州憲法レベルでも環境権を明文で規定するものは多くはない(注 48)。ペンシルバニア州では、「人民は、清潔な空気、清らかな水に対する権利および環境の自然、風景、歴史ならびに芸術的諸価値に対する権利をもつ。ペンシルバニア州の公共自然資源は、将来生まれてくる新世代を含め、すべての人民の共通財産である。これらの資源の受託者として、州はすべての人民の利益のためにそれらを保全し、かつ、維持しなければならない。」(ペンシルバニア州憲法 1 編 27 条)と規定する。州憲法の環境条項は、①州民の環境権、州の環境保護政策宣言および議会に対して環境保護に関する立法制定義務を規定している憲法条項、②州の環境権および州の環境保護政策宣言を規定している憲法条項、③州の環境権を規定してはいないが、州の環境保護政策宣言および議会に対して環境保護に関する立法制定義務を課している憲法条項の三つに分類される(注 49)。マサチューセッツ州憲法は上記分類で①になり、ペンシルバニア州憲法は②になり、ミシガン州憲法は③になる。

ドイツでは、「国は、来たるべき世代に対する責任を果たすためにも、憲法的秩序の枠内において立法を通じて、また、法律および法の基準にしたがって執行権および裁判を通じて、自然的生存〔生命〕および動物を保護する」(ドイツ連邦共和国憲法 20a 条)と規定する。すなわち、ドイツは、自然的な生活基盤として、権利ではなく、国の責務という形で規定する。

また、中国では、自然資源に関し、「国家は、自然資源の合理的利用を保障し、貴重な動物および植物を保護するとし、いかなる組織または個人であれ、自然資源を不法占有しまたは破壊することは、その手段を問わずこれを禁止する。」(中華人民共和国憲法9条2項)と規定する。 そして、環境管理に関して、「国家は、生活環境と生態環境を保護および改善し、汚染その他の公害を防止するとし、植樹・造林を組織および奨励し、森林・樹木を保護する。」(同法26条)と規定する。すなわち、中華人民共和国憲法も、ドイツ連邦共和国憲法と同様に、国等の責務・政策・配慮等に関する規定になる。いずれにしても、上記の国の憲法は、環境権を明記するものではない。なお、自然資源の帰属に関して、「鉱物資源、水域、森林、山地、草原、未墾地及び砂州その他の天然資源は、すべて国家の所有、すなわち全人民の所有に属する。」(中華人民共和国憲法9条1項)とある。中華人民共和国憲法には、米国の州憲法の環境権・環境条項における環境条項と同様に、公益信託(注50)の法理が見いだせる。

3.4 環境権の構造

環境権は、個人の環境利益を享受する権利としての面と地域社会の共同利益としての環境享有権を守る権利としての二面性がある。環境権を憲法に明記するか、生存権と幸福追求

権を環境権と解釈するか、個別の法律で規定するかを問わず、環境権の法構造が問われる。 それは、地球環境問題に対して国連などの国際的取組みを標榜するならば、大陸法系か英米 法系かの法解釈間の架橋を必要とする。すべて人は、その創作した科学的、文学的または美 術的作品から生ずる精神的および物質的利益を保護される権利を有する(世界人権宣言 27 条 2 項)。創造する人は、創造されたものに対して、人格権と財産権を享有しうる。それを 類推適用すれば、人と環境との相互作用によって創造される環境財産(信託財産)は、環境 権(環境人格権と環境財産権)として享受する対象になる(注 51)。人と環境とのかかわりの 環境財産(環境権)を環境人格権と環境財産権の構造で捉えることは、地域循環共生圏にお ける生命と情報における新しい人権の健康権と知的財産権にも見いだせる(注 52)。(注 53)。

3.4.1 環境財産(環境権)の精神的価値—環境人格権

環境財産(環境権)の精神的価値は、公共信託や環境倫理にみることができる。英国のナショナル・トラスト(National Trust)は、英国伝統の制度である公益信託の一応用として、1895年に組織されたものである。1907年に特別法としてナショナル・トラスト法(National Trust Act)が制定され、その特別法に法人であると同時に、自然保護その他の一定目的のために資産管理を行う信託としての要素をも具有するとある。我が国のナショナル・トラストは、1964年、鶴岡八幡宮の裏山の住宅建設予定地を買い取り、開発を阻止させた事例が最初とされる。そこには、自然保護の管理が関与する。

そして、アルド・レオポルド(Aldo Leopold)により提唱された土地倫理(land ethic)の 理念(注 54)、すなわち全体論的・生命中心主義的な道徳が発展したものがある。ここでいう 土地(land)とは、土壌、水、植物、動物、つまりそれらを総称したものであり(注 55)、自 然環境であり、生態系をいう。ここには、自然界は人間だけでないという思想があり、人間 と自然の間には厳密な境界線がない。我が国においても、自然環境を保護するために動物を 原告とする自然の権利訴訟が起こされている。アマミノクロウサギ等の 4 種の動物を原告 に加え、奄美大島のゴルフ場開発許可の取り消しを求めている訴訟がある(注56)。ここでは、 動物の当事者適格が問われている。なお、アマミノクロウサギ等の自然人以外の当事者適格 は退けられており、自然人においても、提訴した者が地元住民ではないことから、差し止め の利益の有無に対する関連性において当事者適格性が一つの争点になっている。なお、諫早 湾の干拓事業に対する訴訟において、ムツゴロウを原告にする自然の権利訴訟に加えて、個 人としての漁業者と沿岸在住の市民が原告となって、豊かな自然を享受できる権利は人格 権の一内容とし、人格権を豊かな自然を享受できる環境権に近いものとしている。そこには、 原告としての動物の擬人化から、原告に動物を含めての法人化への転換があろう。この訴訟 の起源は、南カルフォルニア大学ロースクール Stone 教授 の論文(注 57)と 1972 年 4 月 19 日のアメリカ連邦最高裁判所の判例(注 58)の中の少数意見として述べられた Dauglas 裁判 官の表明によっている。

この自然の権利は、自然権(natural right)の思想から進化したものといえる(注 59)。自然権が人間中心主義(anthropocentrism)によるのに対し、自然の権利が生命中心主義(biocentrism)によっている。自然の権利の法理は、人間中心の観点ではなく、生命中心の観点への転換であり、自然物のすべてに権利があるとするものである。ところが、人間のために破壊してきた自然が破壊できなくなると、人間のための自然という考え方と、自然そのものに権利があるという考え方は、実際には限りなく接近してくる。自然は、人間にとって征服しえない存在であり、その自然に対する環境保全・管理は人間にとっての安全保障的な意味合いをもつ。そして、自然環境の保全・管理は、人と自然環境の関係を考慮しなければ価値評価ができないことから、人間中心的、合理主義的なものとならざるをえなくなる(注60)。ここで含意されることは、世代を超えた公共の利益の観点からの評価の必要性であり、地域循環共生圏における環境保全された環境権に、公開性(openness)、帰属性(attribution)、同一性(integrity)を要件とする環境人格権(environmental moral right)が想定できる(注 61)。それは、環境権の人格的権利の面からとらえるものになり、環境権に関する判例の中の人格権的請求権説の具現化になる。

3. 4. 2 環境財産 (環境権) の物質的価値-環境財産権

環境財産(環境権)の物質的価値は、住みやすさおよび景観のよさといった正の社会環境だけでなく、負の社会環境も対象になる。ここで負の社会環境とは、産業廃棄物で汚染された自然環境(たとえば土壌汚染)とは逆の方向性をもつ。環境財産(環境権)の物質的価値は、負の社会環境をゼロさらにプラスに転換していくため科学技術の開発、すなわち環境修復技術を含む環境投資に他ならない。環境権の経済的価値の対象は、人と環境との相互の作用に拡張しえよう。環境権の経済的価値は、正の社会環境に与えられる権利および負の社会環境に与えられる権利をカテゴライズし、異なる再生可能な資源(自然、物質、人材、資金等)を循環させて有効利用する経済的権利として形成される。

自然的環境(大気、水、日照、静穏、土壌、景観)、文化的遺産、社会的諸施設(道路、公園、その他公的な施設)は、環境権の経済的価値も有している。また、その経済的価値の対応としては、排出権取引や環境税・炭素税がいわれている。排出権取引とは、温室効果ガス削減目標に基づいて割り当てられた「排出できる量」を売買する仕組みであり、先進国が途上国に温室効果ガス削減につながる技術や資金を提供すると減った分の一部を先進国の削減量に計上できる仕組みである。排出権取引の観点と共通するものに、環境税や炭素税、またグリーン会計やエコマネーといったものがある。この経済システムを合理的に関連づけるためには、その経済的価値を前提として財産権の創造が必要なはずである。環境保全が環境投資の対象になるためには、単に環境とよぶものがそのまま適用できる財産とはいえない。

公害訴訟および日照権や景観における環境訴訟を分析すれば、そこには抽象的に留まらずに具体的な財産の損害、すなわち環境利益がある。しかし、その環境利益は自然環境保護

に対して加えられる収穫逓減的な資産に留まっている。その環境利益のとらえ方は、地域循環共生圏における環境保全において不適切であろう。ここに、収穫逓増的な環境利益が創造される必要がある。

自然環境とまちづくりにおいて、たとえば都市の景観が眺望できる周辺の山並みに広がっていくことをイメージすると、それは少なくとも自然環境を生態系保護の観点からでなく、風景・景観の側面からとらえる視点が要請される(注 62)。さらに、ポストマテリアリズム(脱物質主義)化が進むヨーロッパでは、経済的成果に加えて環境、文化、教育、医療などの非物質的価値を総合的にみたうえで、国の「住みよさ」、そして政策運営が評価される(注 63)。ここに、そのような対象は人と環境との相互作用によって創造されるものに拡張することができ、それを環境財産権(environmental economic right)とよぶことにする(注 64)。ここで、環境財産権は、日照権、景観権といった正の環境利益に与えられるだけでなく、環境修復といった負の環境利益も含まれる(注 65)。すなわち、環境財産権は、有用性(usefulness)、満足性(satisfactory)、復元可能性(restorability)を要件とする自然環境と社会環境の経済的権利として形成される。

4. エネルギー・環境法システム

鉱害とよばれた鉱山における限定地域の鉱毒問題の対処から、公害とよばれる工場地域や幹線道路における大気汚染・水質汚濁問題などの対応へ、そして環境という地球規模の気候変動問題などへの対応が求められている。我が国の環境関連法は、鉱害問題を含む公害問題の対策、それを継受し環境問題・地球環境問題の対策の構図を有する(注 66)。我が国では、公害問題に対して公害対策基本法が制定され、それは環境基本法に受け継がれている。我が国において環境権確立の提唱が行われたのは、公害対策基本法を含む公害関係諸法の全面的検討が行われたときに始まる。公害を環境破壊ととらえ、環境を破壊から守るために、それに対抗する権利として環境権の提唱がなされている。そして、SDGs が貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指すならば、グリーンという色のつかないイノベーションと科学技術の発展も含めた科学的根拠の仮説と整合するように、たえず調整されなければならない。そのかかわりの中で、エネルギー・環境法システムが機能することが指向される。

4. 1 エネルギー関連法システム

1974年7月から1992年まで新エネルギー技術研究開発についての長期計画としてサンシャイン計画が実施され、1978年から省エネルギー技術研究開発についての長期計画としてムーライト計画が実施され、サンシャイン計画と地球環境技術開発とが統合されてニューサンシャイン計画が1993年から2000年まで実施されている(注67)。そこでは、新エネルギーと省エネルギーとが対象になり、地球環境問題への対応の課題が加えられている。そうすると、新エネルギーと省エネルギーと省エネルギーとは相補性がある。そして、エネルギー基本計画が2003

年に策定され、2021年に『第6次エネルギー基本計画』が出されている。

『第6次エネルギー基本計画』では、2021年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や2022年4月に表明された新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと、気候変動対策を進めながら、我が国のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すことの2つが重要なテーマとして策定されている(注 68)。なお、COVID-19拡大の教訓としてグローバルサプライチェーンの脆弱さが改めて意識される契機を与えている。地域および地球の環境の保全に寄与するとともに我が国および世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的として定められているエネルギー政策基本法は、三つの基本方針の安定供給の確保(Energy Security)と環境への適合(Environment Protection)および市場原理の活用(Economic Growth)をかがげる(エネルギー政策基本法2条~4条)。

新エネルギーの範囲は「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)」では「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」(新エネルギー法 2条)とされている(注 69)。以上の新エネルギーに大規模水力等を加えた「再生可能エネルギー」とその普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術であって、その普及を図ることが特に必要なものに分類される燃料電池、クリーンエネルギー自動車などの「革新的なエネルギー高度利用技術」の両者を併せたものが広義の新エネルギーとして位置づけられる(注 70)。

燃料や熱、電気など、燃料資源を有効利用することを目的とする「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」は、再生加工エネルギーも対象になり、非化石エネルギーへの転換が目指す「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)」になる。非化石エネルギーとは、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガスおよび石炭等)以外の物をいう(非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 2 条)。ただし、非化石エネルギーには原子力発電によるものがあり、再生可能エネルギーには水力・地熱・バイオマスなどによるものがあることから、非化石エネルギーが再生可能エネルギーとなり、再生可能エネルギーが太陽光発電によるものと限定されるものではないだろう。また、 CO_2 を分離・回収し、地中などに貯留する技術である CCS($Carbon dioxide Capture and Storage)で、回収した <math>CO_2$ の貯留に加えて利用するサイクルがあり(注71)、非化石エネルギーと化石エネルギーには相補性がある。

なお、GX 実現に向けた「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (GX 推進法)」がある。本法は、原子力発電所の運転期間見直しや再生可能エネルギー事業規律強化を目的とした関連 5 法改正案とかかわりをもつ。関連 5 法とは、電気事業法、「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法)」、原子力基本法、原子炉等規制法、再処理等拠出金法の改正を束ねた法律で、原子力につい

ては限定的な 60 年超運転や、運転開始 30 年以降 10 年ごとに実施する新たな高 経年評価、廃炉費用の拠出金方式導入などを規定する。

 CO_2 の削減では再生可能エネルギーによる発電がいわれるが、原子力発電は CO_2 の削減に寄与しうる。また、化石燃料の消費の抑制にもなる。原子力基本法は、原子力利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保することによって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする(原子力基本法 1条)。核融合発電は、そのメリットの前提に対する懸念を示す見解(注 72)はあるものの、再生可能エネルギーによる発電と原子力発電を代替し、海水中にあるトリチュウム(三重水素)を使用することから化石燃料の消費の抑制にもなる。エネルギー関連法システムは、単独で評価されるものではなく、環境保全・リサイクル関連法システムとのかかわりからも評価されるものである。

4. 2 環境保全・リサイクル関連法システム

4. 2. 1 環境保全関連法システム

公害問題に対して公害対策基本法が制定され、それが環境基本法に受け継がれていく経緯の中で、典型七公害に対応する個別法が施行されている(注73)。典型七公害関連法は、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・土壌汚染対策法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・地盤沈下関連法であり、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音に係る環境上の条件について環境基準が定められている(環境基本法16条1項)。環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない(同法16条3項)。放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況も、常時監視される対象となっている。典型七公害関連法は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)法)」との連携により機能する。

そして、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法)」と化学物質排出把握管理促進法法がある。化学物質審査規制法は、人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息または生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする(化学物質審査規制法1条)。化学物質排出把握管理促進法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする(化学物質排出把握管理促進法1条)。それらは、環境汚染の防止の観点から重要となる特定化学物質の製造、輸入、排出などに関する管理に関する仕組みとして、典型七公害関連法と連携して環境汚染の防止を図る。

4. 2. 2 リサイクル関連法システム

(1) リサイクルの基本法

循環型社会の形成は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発 展することができる社会の実現が推進されることを旨とする(循環型社会形成推進基本法3 条)。ここで、環境権の保障にかかわる「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となること が抑制され循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われる ことが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物)が確 保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社 会をいう(同法2条1項)。本法は、廃棄物等の発生抑制、循環的な利用(再使用(同法2 条5項)、再生利用(同法2条6項)、熱回収(同法2条7項))、適正な処分(廃棄物)に分 けて規定する (同法2条4項)。循環資源の循環的な利用および処分に当たっては、環境の 保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない(同法6条2項)。情報機器 が廃棄処分されるとき、その中に含まれる有用な資源を回収することは、地球環境の保全や 省資源・エネルギーの観点からも有効である。情報機器に含まれるレアメタルなどを回収す ることは、自然資源が鉱山から採掘されることを模して、都市鉱山(urban mine)とよばれ ている。都市鉱山は、都市でゴミとして大量に廃棄される家電製品などの中に存在する有用 な資源(レアメタルなど)を鉱山に見立てたものである(注74)。それは、資源を再生し、有 効活用しようというリサイクルの一環となる。

(2) リサイクルの推進の一般法と個別法

我が国は、主要な資源の大部分を輸入に依存している。国民経済の発展等に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等および副産物が大量に発生している。その相当部分が廃棄され、かつ再生資源および再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にある。循環型社会形成推進基本法が規定する循環型社会の基本的な枠組みと相まって実効ある取り組みをなすものがリサイクルの推進のための法システムであり、それは国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。その一般法が「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」である。リサイクルの推進のために、原材料使用の合理化をはかり、再生資源・再生部品を利用し、資源・部品としての再生をはかり、分別回収を実施する。

分別回収を実施する個別法に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する 法律(容器包装リサイクル法)」、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)、「建設工 事に係る資材の再資源化等に関する法律(建築資材リサイクル法)」、「使用済自動車の再資 源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」がある。個別リサイクル関連法は、個別の環 境物質の省資源や再利用を促進することにより、生活環境の保全および国民経済の健全な 発展に寄与することを目的とする。包装容器、家電、食品、建設資材、自動車の廃棄物が個 別リサイクル関連法における対象になるが、その個別回収は焼却場での分別との対応とは 異なっている。そうであるならば、都市鉱山の観点から、循環資源と廃棄物との分別程度に 単純化することに合理性がある。

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組」が重要であるとの観点から、循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」がある。一般事業者などにグリーン購入の義務はないが、環境物品の導入やそのための環境情報の認知が重要になる。そのためには、グリーン経済とグリーン IT およびグリーン購入の仕組みが協調するシステムが求められる。

(3) 廃棄物の処理

環境基本法は、事業者の責務として産業廃棄物などの適正な処理を明示する。その具体的な廃棄物の定義、処理責任、処理方法などの基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」に規定されている。廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的とする(廃棄物処理法 1条)。ここで、「廃棄物」は、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のものをいう(同法 2条1項)。廃棄物は、国内の処理等の原則による。それは、国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならないとするものであり、また国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない(同法 2条の 2)。そうすると、この廃棄物処理のコンセプトは、各国別の対応になり、排出権取引のコンセプトの各国間との相互対応とは相反性がある。

4. 3 自然環境保護関連法システム

自然環境保護関連法システムにおいては、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定められたものに自然環境保全法がある。そして、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として定められた自然公園法がある。さらに、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的として定められた生物多様性基本法がある。

自然環境保護関連法システム内で、相反性のある事象が生じている。野生生物保護は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」を補完する「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」でもうたわれている。それに連動する自

然環境保護団体(注 75)の自然保護活動が人権を侵害するといえる行為を誘引しているとされる報道がある(注 76)。なお、この自然環境保護団体はいかなる種類の人権侵害を指揮、参加、奨励したという証拠は見つからなかったとしているが(注 77)、新しい人権の環境権の観点では原住民の生息域内保全(生物多様性条約 8条(j))の経済的価値の侵害になりうる。

また、再生可能エネルギーを推進することの背景に自然環境保護と動物保護の思想がある。しかし、太陽光発電や風力発電・洋上風力発電の施設は、自然環境破壊になりうる。さらに、太陽光パネルの敷設では生態系の破壊や変化を誘引し、風力発電・洋上風力発電のプロペラは鳥類への被害を引き起こし、または生起させうるものといえる。

4. 4 自然環境保護と環境保全・リサイクルと連携する法システム

4.4.1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の推進を図る地球温暖化対策推進法は、「気候変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書」(京都議定書)を受けて、地球温暖化対策に取組むための枠組みを定めたものである。地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することは人類共通の課題である。そして、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等が必要であるとする。京都メカニズムは、各国の数値目標を達成するための補助的手段として、市場原理を活用する仕組みとして導入されている。京都メカニズムの中の排出量取引の仕組みは、パリ協定6条の排出を減らした量を国際的に移転する市場メカニズムでは、温室効果ガスの削減量取引ともいい、マクロな観点ではたとえ有効であるとしても、ミクロな観点では仮想的であるに過ぎない。

4. 4. 2 環境アセスメント

環境影響評価法は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者に対するものである。本法は、その事業の実施に当たり、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するものであり、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする(環境影響評価法 1条)。環境影響評価(環境アセスメント)は、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素にかかる項目ごとに調査、予測および評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう(同法 2条 1 項)。環境アセスメントの概念に、計画アセスメント、事業アセスメント、戦略アセスメントがある。事後のフォローアップは、環境保全対策の実施確認と予備技術の向上が目的であったが、不確実性への対処も重要になり、それが環境影響評価法の強調する点になる(注 78)。なお、放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境ア

セスメントを行う対象となる。

エネルギー・環境法システムの機能において、エネルギー関連法システムと環境保全・リサイクル関連法システムおよび自然保護関連法システムは、それらの各法システム内外の相関性を考慮する必要がある。そして、その相関性は、自然環境保護と環境保全・リサイクルと連携する法システムとのかかわりもある。エネルギー・環境法システムの各個別法が閉じてそれぞれの法目的に適う機能をもっているとしても、エネルギー・環境法システムの各個別法の相互に相反性があれば、エネルギー関連法システムにおいて機能するとしても、環境保全・リサイクル関連法システムまたは自然保護関連法システムが機能するとは限らない。当然、その逆も想定され、必ずしも自然環境保護と環境保全・リサイクルと連携する法システムが機能することにならない。

オゾン層の問題の認識が「地球は一つ」というモットーのもとに、世界的規模で環境保護が考えられるようになり、環境保護問題は重要な国際法の問題となっている(注 79)。これ以降、エネルギー・環境問題は、国際的枠組みによる対応が重要になっている。その流れの中で、温室効果ガス排出削減等の国際的枠組みとして、「気候変動に関する国際連合枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC)」がある。1997年に採択された京都議定書はUNFCCCの目的を達成するための温室効果ガス排出削減等の新たな国際的枠組みであり、2015年に採択されたパリ協定は京都議定書を継承するものである。京都議定書の採択当時、もっとも温室効果ガスの排出量が多かった米国は2001年に京都議定書から離脱し、中国は先進国に課された排出量削減の努力目標から除外されている。パリ協定では、米国はパリ協定締結後にトランプ政権下でパリ協定からいったん離脱しているが、バイデン政権移行後に復帰し、途上国を含むすべての参加国に排出削減の努力を求めることから中国も対象となっている。2019年の CO2排出量の世界における比率は、中国が29.5%、2番目が米国で14.1%、3番目がインドで6.9%であり、それら3国で50.5%になり、日本は5番目で中国の1/10である(注 80)。パリ協定の数値目標を達成するためには、中米は率先してCO2排出量削減に取り組んでいなければならないはずである。

このように、国際的取組みの対応は、本来、国際約束を遵守しなければならない国であっても、各国との思惑もあって異なっている。我が国の国際的取組みに対しては、気候変動が地球温暖化と同義になり、その温室効果ガスには CO2、メタン、一酸化二窒素などがあるのに、その排出量の比率が CO2 が大きいことから CO2 に特化し、その排出元として化石燃料(石油・石炭)が対象となり、その発電の代替として再生可能エネルギー、我が国では太陽光発電に特化した対応になっている。国際的取組みに関する条約は誠実に遵守することが必要であり、国際約束は果たす必要があるものの、我が国のこれまでの国際的取組みに限定されるものではない。我が国の国際的取組みの合理的な対応は、我が国の文化や社会制度を加味したエネルギー・環境法システムにおいて環境権が保障されるものとして国民が理解可能でなければならない。

5. ニューノーマルにおけるエネルギー・環境法システムによる環境権の保障

我が国のエネルギー関連法は、既存エネルギーと新エネルギーとのかかわりから、新エネ ルギー技術研究開発による新エネルギー計画および省エネルギー技術研究開発による省エ ネルギー計画における化石燃料に関する法律と再生可能エネルギーに関する法律の構図に なっている。その化石燃料と再生可能エネルギーという二項対立の構図は、相互にバランス をとることが指向される。そして、我が国の環境関連法は、鉱害問題対策を含む公害問題対 策、それを継受し環境問題・地球環境問題対策の法律の構図を有する。その入れ子の構図は、 相補性と相反性から比較衡量することが指向される。ニューノーマルにおけるエネルギー・ 環境法システムにおいては、定常時の科学的依拠と緊急時の科学的依拠との相反性を考慮 した運用が求められる。また、エネルギー・環境政策の科学的依拠が化石エネルギーの枯渇 による非化石エネルギーへの移行や地球温暖化による CO₂ の削減にあるが、その科学的依 拠を変えることなく対応することも可能である。たとえば地球温暖化対策とエネルギー問 題の対策の同時進行の対応としては、地球温暖化対策に再生可能エネルギーの活用だけで なく原子力発電(小型モジュール炉、核融合を含む。)の活用により、それはエネルギー問 題の対策にもなる。また、大気汚染対策と地球温暖化対策の同時進行の対応として、大気汚 染対策として硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)などの削減とともに COゥの削減も相 当程度に可能な石炭火力発電の活用がある。そのような運用によって、エネルギー・環境法 システムが機能するものになり、環境権が保障されることになる。

再生可能エネルギーの活用のためには、リチウムイオン電池が必要になる。また、 CO_2 削減のための電気自動車(Electric Vehicle: EV)にはリチウムイオン電池が必要である。そのリチウムイオン電池にはリチウム(Li)という鉱物資源が必要になる。そのリチウム採掘のためには、環境破壊と景観への悪影響および廃棄物処理が伴う。しかも、EV の発電が化石燃料によれば、 CO_2 の削減は限定的である。さらに、 CO_2 の削減が EV にあるとしても、それが唯一の解ではなく、水素自動車(注 81)がある。再生可能エネルギーの発電は、 CO_2 の削減に有効であるとしても、唯一の方法ではない。 CO_2 の排出を抑制した石炭火力発電や原子力発電も、 CO_2 の削減に貢献しうる。それらの発電の施設に関しては、環境保全やリサイクル、そして自然環境保護とのかかわりがある。そして、資源再利用は、エネルギー消費を伴い、すべての資源の再利用を前提にすることは合理的ではない。資源再利用は、希少資源の回収とその他の廃棄物処理との見極めが必要になる。都市鉱山の発想の転換から、排水は産業用の水資源としては有効利用できる。

プラスチックの紙・木材の代替および石油消費か森林破壊かは、エネルギー関連法と自然環境保護関連法システムとの相関性がある。そして、製品リサイクルに関しては、リサイクルか廃棄か(エネルギー消費の多寡)は、環境保全・リサイクル関連法システムの体系の中で、環境保全関連法とリサイクル関連法との相関性がある。再生可能エネルギーの太陽光発電では、太陽光パネルの種類によって鉛、セレン、カドミウム等の有害物質を含有するものは廃棄物処理が伴い、エネルギー関連法と環境保全関連法との相関性が生じうる。さらに、

エネルギー施設・再生可能エネルギー施設の設置場所によっては、CO₂削減か自然環境破壊かというエネルギー関連法と自然環境保護関連法システムとの相関性が生じる。それら相関性は、相反性の関係になる。

本稿で検討した環境財産(環境権)を環境財産権と環境人格権として、ニューノーマルにおける我が国の環境権の保障を提示すると以下になる。環境財産権と環境人格権とは相補性と相反性がある。環境財産権の保護と環境人格権の保護、ならびに環境財産権の保護と環境人格権の制限および環境財産権の制限と環境人格権の保護は相補性の関係になり、環境財産権の制限と環境人格権の制限とは相反性の関係になる。その相補性と相反性との関係は、定常時と緊急時との対応の関係になる。ニューノーマルの環境権の保障は、エネルギー関連法システムと環境保全・リサイクル関連法システムおよび自然環境保護関連法システムの定常時と緊急時との柔軟な対応になる。

環境財産(環境権)の環境財産権と環境人格権の保護との関係からいえば、エネルギー関連法システムが環境財産権の保護にあれば自然環境保護関連法システムが環境人格権の保護になり、環境保全・リサイクル関連法システムと自然環境保護と環境保全・リサイクルと連携する法システムが環境財産権の保護であれば環境倫理が環境財産権の制限のもとに環境人格権の保護になる。したがって、我が国のエネルギー・環境法システムによる自然環境と社会環境における環境権は、エネルギー関連法システムと環境保全・リサイクル関連法システムおよび自然保護関連法システムならびに自然環境保護と環境保全・リサイクルと連携する法システムのポートフォリオによって保障されることになる。個別的問題を個別の法領域で対応する限界、たとえばエネルギー問題における再生可能エネルギーに関して太陽光パネル設置や固定価格買取制度の弊害が指摘なされている。そのような弊害は、本稿で検討してきたように、個別的問題であってもエネルギー・環境法システムにおいて環境権の保障が機能するように検証し、それを個別的問題へフィードバックして整合をとることによって極小化を図ることに合理性があろう。

なお、環境倫理として、自然の権利、土地倫理、自然権とかかわりがあるが、環境倫理は 共生と循環を基本とする世界観と置き換えればよい。SDGsは、共生と循環の思想に通底する(注 82)。各国でSDGsの取り組みに関しては温度差が見られる中で、もし我が国が率先し て SDGs に取り組むとしても、共生と循環の思想に基づいて望めばよいだろう。SDGs、再 生可能エネルギー政策、 CO_2 削減政策などは、国家間の経済安全保障やエネルギー安全保障 にかかわりがある。ニューノーマルにおける我が国の環境権の保障は、環境財産権と環境人 格権との相補性と相反性、国際的な協調および共生と循環の思想に基づく国益との相反性 から図られることになる。

(脚注)

(注1) 小泉進次郎環境大臣(当時) の会見の表明による。

- (注2) 地球温暖化とは,人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより,地球全体として,地表および大気の温度が追加的に上昇する現象をいう(地球温暖化対策推進法2条1項)。
- (注 3) 温室効果ガスとは、二酸化炭素(CO₂)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(hydrofluorocarbon: HFC)とパーフルオロカーボン(perfluorocarbon: PFC)、六フッ化硫黄になる(地球温暖化対策推進法 2 条 3 項)。ただし、HFC と PFC は、種類が多く、政令で定めるものが温室効果ガスになる。
- (注 4) GX とは、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革のことである。
- (注 5) 竹村俊彦「新型コロナウイルスと大気汚染と気候変動」, https://news.yahoo.co.jp/byline/takemuratoshihiko/20200510-00177802, (2023.3.1)
- (注 6) 地球温暖化対策とは、温室効果ガスの排出の抑制ならびに吸収作用の保全および強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう(地球温暖化対策推進法 2条 2 項)。
- (注7) 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会「今後の原子力政策の 方向性と実現に向けた行動指針」(2022年12月8日)
- (注 8) 文部科学省「核融合研究」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/iter/019.htm, (2023.3.1) 日米欧露などは、フランスで国際熱核融合炉実験炉(ITER) を建設中で、2025 年以降の稼働を見据えている。米国エネルギー省(DOE) と国家核安全保障局(NNSA) は、2022 年 12 月 13 日、ローレンスリバモア国立研究所(LLNL)での核融合反応において、投入量以上のエネルギーの生成に成功している(https://www.energy.gov/articles/doe-national-laboratory-makes-history-achieving-fusion-ignition, (2023.3.1)。これは高出力のレーザーを利用するものであり、他方 ITER は磁力を利用して核融合を発生させる手法を採用しており、それらは全く違うタイプの核融合である。
- (注9) 佐々木 健 「石炭火力発電をめぐる動向―経済成長と脱炭素社会の実現に向けて―」立法 と調査414号(2019)193頁~202頁。
- (注 10) ムーンショット型研究開発制度とは、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、 従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発(ムーンショット)を推 進する新たな制度である。
- (注 11) 「ムーンショット目標 4,2050 年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」, https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub4.html, (2023.3.1)
- (注 12) 内閣府 総合科学技術・イノベーション会議『第 5 期科学技術基本計画』10~11 頁, https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf, (2023.3.1)
- (注 13) 内閣府 総合科学技術・イノベーション会議『第 6 期科学技術・イノベーション基本計画』38~41 頁, https://www8.cao.go.jp/cstp /kihonkeikaku/6honbun.pdf, (2023.3.1)
- (注 14) Society 5.0 とは、狩猟社会 (Society 1.0) 、農耕社会 (Society 2.0) 、工業社会 (Society 3.0) 、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会をいう。
- (注 15) 児玉晴男「わが国の環境法の諸問題」(土地法制研究会編)『土地利用の公共性』(信山社出版、1999) 391~398 頁。
- (注 16) 「持続可能な開発目標 (SDGS)」, https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustainable-development-goals.html, (2023.3.1)
- (注 17) 「グリーン・イノベーションとは」『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 平成 24 年度版』, https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h24/html/hj12010401.html#n1_4_1_1), (2023.3.1)
- (注 18) SDGs の目標 6(安全な水とトイレを世界中に)、7(エネルギーをみんなに そしてクリーンに)、11(住み続けられるまちづくりを)、12(つくる責任 つかう責任)、13(気候変動に具体的な対策を)、14(海の豊かさを守ろう)、15(陸の豊かさも守ろう)は、直接または間接に環境法に関連する。
- (注 19) Hansen, J., I. Fung, A. Lacis, D. Rind, Lebedeff, R. Ruedy, G. Russell, and P. Stone, "Global climate changes as forecast by Goddard Institute for Space Studies three-dimensional model", J.

- Geophys. Res. 93 (D8): 9341-9364 (1988).
- (注 20) Meadows, Donella H, Meadows, Dennis L, Randers, Jørgen, Behrens III, William W, *The Limits to Growth; A Report for the Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind* (Universe Books, 1972).
- (注 21) Amory B. Lovins, Soft Energy Paths: Towards a Durable Peace (Penguin Books, 1977).
- (注 22) The Green New Deal Group, A Green New Deal (new economics foundation, 2008) https://base.socioeco.org/docs/a green new deal 1.pdf, (2023.3.1)
- (注 23) 真鍋淑郎「気候研究の新しい波-9-二酸化炭素と気候変化」科学 55 巻 2 号 (1985) 84~92 頁。
- (注 24) 内閣官房(国家戦略室) エネルギー・環境会議『革新的エネルギー・環境戦略』 (2012 年 9 月 14 日), https://www.kantei.go.jp/jp/topics/2012/pdf/20120914senryaku.pdf, (2023.3.1)
- (注 25) 地域循環共生圏とは、資源循環、自然共生、低炭素、ひいては脱炭素といった環境施策のあらゆる側面を統合し、地域活性化という共通の目標を目指す総合的な概念である。それは、Society5.0をベースとし、その実現には新たな社会 Society5.0が不可欠とし、Society5.0がもたらす技術・新たなビジネスにより、地域社会の諸課題を解決しながら地域の存立基盤を形成し、地域循環共生圏を生み出す関係になる。
- (注 26) 環境省中央環境審議会『第 5 次環境基本計画』(平成 30 年 4 月 17 日), https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_5/attach/ca_app.pdf, (2023.3.1)
- (注 27) 地球温暖化による北極海の海氷が解けて、それが深層海流となって地球をめぐり、その 深層循環が弱まり循環が停止すると寒冷化するとされる (岡 顕「海洋深層循環と氷期気候 変動」『気候システムニュース』1 巻、東京大学大気海洋研究所気候システム研究系 (2010年)6~9頁。)。
- (注 28) 大阪弁護士会環境権研究会「環境権確立のための提言」 ジュリ 479 号 (1971) 71~72 頁。
- (注29) 大阪弁護士会環境権研究会・前掲注(28)71頁。
- (注30) 仁藤一「環境権の提唱」ジュリ492号(1971)231頁。
- (注31) 小林直樹「憲法と環境権」ジュリ臨時増刊492号(1971)222頁。
- (注 32) 伊藤正己『憲法 [第三版]』 (弘文堂、1995) 237 頁。
- (注 33) 大阪地判昭和 49.2.27 判時 729 号 [64 頁]。
- (注 34) 参議院憲法調査会『日本国憲法に関する調査報告書』(平成 17 年 4 月)137 頁, https://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/houkokusyo/pdf/honhoukoku.pdf, (2023.3.1)
- (注 35) 憲法上の規定を設けるべきとする具体的な意見としては、「自然環境との共生という意味において、憲法の中に環境保護は入れるべき」(西 修・参議院憲法審査会 156 回発言要約6号3頁)、「環境権については、人権論としてどう構成するかという問題があり、具体的権利ではないとする判例との関係もあり、難しいところであるが、25条と同様、1項で権利としての環境権を保障し、2項で責務として環境保護義務を国家が負うという形も在り得るのではないか」(戸波江二・参議院憲法審査会 155回発言要約3号10頁)がある(参議院憲法調査会「発言要約一覧」(平成17年4月)359、360頁, https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/houkokusyo/pdf/youyaku.pdf, (2023.3.1))。
- (注 36) 憲法上の規定を設ける必要はないとする具体的な意見としては、「環境権については、何が環境の権利か突き詰めて考える必要がある。ドイツでも、国の責務として、立法や行政で実現する一種のプログラム規定として定めるにすぎず、このような形であれば考慮に値するが、自分は、3章の権利として書き込むことには慎重である」(初宿正典・参議院憲法審査会 154 回発言要約6号6頁)、「環境権について国民全体の合意ができているところまでは行っておらず、憲法学者の間でも環境権の内容や効力についてまだ議論が尽くされていないのではないか」(岡部保男・参議院憲法審査会 154 回発言要約9号6頁)がある(参議院憲法調査会・前掲注(35)359頁)。
- (注 37) 環境権の規定を肯定する意見と否定する意見との中間的な具体的な意見としては、「環境権について、環境基本法に入れられなかったのに、なぜ憲法に入れられるのか疑問。個別法でまず実績をつくり、重要であると皆が納得できれば、憲法に入れればよい」(暉峻淑子・参議院憲法審査会 147 回発言要約 8 号 10 頁)、「環境権を憲法に追加することは、理念を明

確化し、幸福追求権規定の過重な負担を解消するという点で意義がないわけではないが、個別法の発展状況を見ると、どうしてもというほどの緊急性や不可欠性を持つとは言えない」 (赤坂正浩・参議院憲法審査会 161 回発言要約 4 号 15 頁)がある(参議院憲法調査会・前掲注(35)359、360 頁)。

- (注38) 大塚直「人格権に基づく差止請求」民商法雑誌 116巻 4・5号(1997) 511頁。
- (注 39) 大阪高判昭和 50.11.27 判時 797 号 36 頁。
- (注 40) 前掲注(39) [71 頁]。
- (注41) 最判昭和 56.12.16 民集 35 巻 10 号 1369 頁。
- (注 42) 前掲注(41) [1385 頁~1387 頁]。
- (注 43) 名古屋高判昭和 60.4.12 判時 1150 号 30 頁。
- (注 44) 前掲注(43) [71 頁]。
- (注 45) 最二判昭和 60.12.20 集民 146 号 339 頁。
- (注 46) 最一判平成 5.2.25 民集 47 巻 2 号 643 頁、最一判平成 5.2.25 集民 167 号 359 頁。
- (注 47) たとえばスペインでは、環境権、環境保全の義務として、「何人も、人格の発展にふさわしい環境を享受する権利を有し、およびこれを保護する義務を負うとし、公権力は、生活水準を維持、向上し、および環境を保護、回復するために、あらゆる自然資源の合理的利用に留意し、このため、公権力は、国民全体の連帯および支持を得なければならない。」(スペイン憲法 45条)と規定する。また、韓国では、環境権、住宅開発政策として、「すべて国民は、健康かつ快適な環境の下で生活する権利を有し、国家および国民は、環境保全に努めなければならないとし、環境権の内容および行使に関しては、法律で定める。」(大韓民国憲法 35条)としている。
- (注 48) 環境権を明文で規定する州憲法としては、たとえば、マサチューセッツ州憲法 49 編、ミシガン州憲法 4編 52 条、フロリダ州憲法 2編 7条、ニューヨーク州憲法 14編 4条と 5条などがある。
- (注 49) 飯泉明子「アメリカ合衆国州憲法における環境権条項」学習院大学大学院法学研究科法学論集 $9\cdot 10$ 号(2003) $112\sim 114$ 頁。
- (注 50) 信託とは、委託者が受託者に財産を譲渡し、受益者のために管理・運用・処分を行わせる行為である。そして、公益信託とは、信託の設定を通じて公益目的を実現すること、すなわち、広く社会全体の利益ないし不特定多数人の利益を追求することを目指した信託のことである(新井 誠『信託法』(有斐閣、2002) 244 頁)。
- (注 51) 児玉晴男「信託財産としての環境財産の法理」企業法学 11 巻 (2009) 309~323 頁。環境財産(信託財産)の移転・帰属は、委託者による受託者への譲渡になり、受託者に環境財産(信託財産)の管理・運用・処分を行わせる行為になる。それは、環境財産権においては、環境財産(環境財産権)の利用権の譲渡、物権的な環境財産(環境財産権)の利用権の設定、債権的な環境財産(環境財産権)の利用権の許諾に対応する。それは、環境財産権においては、環境財産(環境財産権)の利用権の譲渡、物権的な環境財産(環境財産権)の利用権の設定、債権的な環境財産(環境財産権)の利用権の設定、債権的な環境財産(環境財産権)の利用権の許諾が対応し、環境人格権の帰属は自然人または法人等の一身専属になる。この関係が環境財産(信託財産)と環境権(環境人格権と環境財産権)との対応になる。
- (注 52) 児玉晴男「COVID-19 パンデミック下における健康権の保障」比較法制研究 44 号 (2022) 1 頁~26 頁。
- (注 53) 児玉晴男「AI 技術開発における総合的な知財管理」パテント 74 巻 6 号 (2021) 76~85 頁。
- (注 54) 土地倫理とは、ホモ・サピエンスの役割を土地という共同体の征服者から一構成員・一市民に変えていくための倫理をいう (Aldo Leopold, *A Sand County Almanac: And Sketches Here and There* (Oxford, 1949) p.204)。
- (注 55) *supra* note 54, at p.203-204.
- (注 56) 鬼頭秀一「日本の自然の権利訴訟と生物多様性の保全 アマミノクロウサギに託された もの」科学 68 巻 3 号 (1998) 217~222 頁。
- (注 57) Christopher D. Stone, "Should Trees Have Standing? Toward Legal Rights for Natural Objects",

- S. Cal. L. Rev. 45 (1972) pp.450-501.
- (注 58) Sierra Club v. Morton, 405 U. S. 727, 31 L.Ed.2d 636.
- (注 59) Roderick Frazier Nash, The Rights of Nature (1989, The University of Wisconsin Press) pp.19-20.
- (注60) 竹内啓『高度技術社会と人間』18頁(岩波書店、1996)。
- (注 61) 儿玉晴男(中国語訳:战东升)「论作为信托财产的环境资源权——环境财产的权利构造分析」私法研究 22(法律出版社、2018)271~273 頁。
- (注 62) 西村幸夫『環境保全と景観創造』(鹿島出版会、1997)284~285 頁。
- (注 63) 佐和隆光「近づく英総選挙 日本にも「第 3 の道」念頭に」(日経 2001 年 6 月 1 日、29 面)。
- (注 64) 儿玉(战訳)・前掲注(61) 273~274 頁。
- (注65) 儿玉(战訳)・前掲注(61)274~276頁。
- (注 66) 科学技術の対応から鉱害と公害および環境では、それぞれ鉱害は科学技術の対応が不備な段階、公害は科学技術の対応が不十分な段階、環境は科学技術の対応が可能な段階といえる。
- (注 67) 経済産業省産業技術環境局「これまでの国家プロジェクトの変遷」(平成 23 年 6 月),https://www.meti.go.jp /committee/summary/0001620/031_05_00.pdf, (2023.3.1)
- (注 68) 経済産業省資源エネルギー庁『第 6 次エネルギー基本計画』 (令和 3 年 10 月), https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf, (2023.3.1)
- (注 69) 広義の新エネルギーは、「発電分野」、「熱利用分野」、「燃料分野」について 10 種類 が指定されている(新エネルギー法施行令 1 条)。
- (注 70) 新エネルギー財団「新エネルギーとは?」, https://www.nef.or.jp/pamphlet/, (2023.3.1)
- (注 71) 石油資源開発「CCS(二酸化炭素の回収・貯留)」, https://www.japex.co.jp/business/cn/ccs/, (2023.3.1)
- (注 72) Amit Katwala, "Nuclear Fusion Is Already Facing a Fuel Crisis", WIRED (May 20, 2022), https://www.wired.com/story/nuclear-fusion-is-already-facing-a-fuel-crisis/, (2023.3.1)
- (注73) 典型七公害とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭をいう。 公害基本法と環境基本法の下に、それぞれ大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策 法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法になるが、地盤沈下に対応する法律はない。
- (注 74) 環境省『環境白書—循環型社会白書/生物多様性白書〈平成 26 年版〉』(日経印刷、2014) 36 頁。
- (注75) 自然環境保護団体とは、国際非政府組織(国際NGO)で、世界野生生物基金 (World Wildlife Fund: WWF) から世界自然保護基金 (World Wide Fund for Nature: WWF) である。
- (注 76) Tom Warren, Katie J.M. Bakerr, "WWF Funds Guards Who Have Tortured And Killed People", BuzzFeed News.
- (注 77) WWF, "EMBEDDING HUMAN RIGHTS IN NATURE CONSERVATION: FROM INTENT TO ACTION", Report of the Independent Panel of Experts of the Independent Review of allegations raised in the media regarding human rights violations in the context of WWF's conservation work, 17 November 2020., https://wwfint.awsassets.panda.org/downloads/independent_review___independent_panel_of_experts_final_report_24_nov_2020.pdf, (2023.3.1)
- (注 78) 原科幸彦「環境影響評価法の評価—技術的側面から」ジュリ 1115 号(1997)64 頁。
- (注79) 田島 裕「まちづくりのための環境法(比較法)」(土地法制研究会編)『土地利用の公共性』(信山社出版、1999) 381 頁。
- (注 80) 全国地球温暖化防止活動推進センター「世界の二酸化炭素排出量(2019 年)」, https://www.jccca.org/download/66920, (2023.3.1)
- (注 81) CO_2 と再生可能エネルギー由来の H_2 を合成して製造される液体に合成燃料 (e-fuel) がある (合成燃料研究会『中間取りまとめ』 (2021 年 4 月) 2 頁)。水素自動車とは、e-fuel による水素をエネルギーとする自動車のことである。
- (注 82) 我が国の基層文化について考察すると、日本列島には森の文明がかつてあり、そこには 共生と循環を基本とする世界観があって、それは私たちの基底になっている(梅原猛『縄文 の神秘』(学研パブリッシング、2013) 26~51 頁)。